

## ZY13-14 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル：** 産業政策としての会社法改正に関する一考察  
(～経済産業省先導型立法チャネルの背景、実像とその性格～)

**報告者・共著者** (大学院生は所属機関の後に (院生) と記入してください。)

**報告者氏名：** <sup>のぼる</sup> 登 <sup>じゅんいちろう</sup> 淳一郎 **所属：** 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 (院生)

### 論文要旨 (800 字から 1200 字, 英文の場合は 300 から 450 語)

2006 年 5 月に経済産業省はウェブサイトを通じて「産業政策から見た新会社法のポイント」との PDF 資料を公開した。同資料は、産業活力再生特別措置法 (以下「産活法」とする) 等の産業立法における特例措置を認定実績に基づいて会社法に本則化したとする同省の意向が表わしたものだ。すなわち、産業立法でまず商法と異なるルールを試し、「うまくいくようだったらそのルールを商法本体のルールとする」という経産省先導型ルートが、従来の法制審議会経由のルートとは別に存在することを示唆するものである。そこで本稿では、従来の法制審中心の立法形成プロセスを法制審集約型チャネルと呼び、他方、2000 年前後以降の組織再編法制に影響を与えた立法形成プロセスを経産省先導型チャネルと呼ぶものとした。

ところで、会社法改正史において法制審の立法議論は先行研究があるが、経産省が産業政策として会社法制に影響を及ぼした政策形成経緯の検証が余り見当たらない。そこで本稿は経産省サイドから見た会社法改正史という位置付けで以下、検討した。

#### 第 1 編 経産省先導型立法チャネルの背景

経産省がどのような背景で制度的インフラ整備の一環として会社法改正の政策形成をするに至ったかを検討したところ、ビジネス・インフラとしての会社法観への転換と、通産省の産業組織政策の普遍化によって会社法制について政策提言するに至った経緯が明らかになった。

#### 第 2 編 経産省先導型立法チャネルの実像

経産省先導型立法チャネルの実像を検証すべく、改正項目ごとに政策形成中心に経緯をたどった。そこで現れたのは、経産省内の私的研究会にて意見集約・政策提言をして立法議論を促すプロセスと、その提言された政策を具体化すべく、産活法といった特別立法を利用して経済界というユーザーに「お試し」してもらい、本則化につなげるプロセスだった。また、買収防衛をめぐる経済界の政策議論の移り変わりに経産省が対処する姿とともに、完全子会社化法制といった一つの産業政策を深化させていく姿も垣間見えた。

#### 第 3 編 経産省先導型立法チャネルの性格

まず規制緩和以前の昭和年間における法制審集約型チャネルの機能を概括した上で、1997 年以降に現れた議員立法の政策形成について検討した。その上で、この 2 つの立法チャネルと比較しながら、経産省先導型立法チャネルの性格を明らかにすることを試みた。すなわち、会社法改正史における株主の監視監督機能と経営陣のオートノミーのバランスを描いた先行研究において提案された “policy push” と “demand pull” という分析ツールを用い、経産省先導型立法チャネルを法制審集約型チャネルや議員立法と比較することで、その性格を分析した。その結果、意見集約や立法化の観点で概ね “demand pull” アプローチであると評価できるものの、統一的な産業政策の推進という性格上 “policy push” な側面も窺えた。

本稿は以上の内容にて、経産省先導型立法チャネルの全体像を明らかにしようとした。

以上